令和 5 年 1 月 2 7 日 第 1 2 4 6 7 号

17410 -	1 /	1 4	1 11																		37 1 Z	1017
	〇 政治団体の解散	〇 政治団体の代表者等の異動	〇 政治団体の名称等の公表	【選挙管理委員会】	の完了	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事	〇 土地改良区役員の退任届	【公告】	参加資格、資格審査の申請手続等	○ 役務の提供の調達契約に係る競争入札の	争入札の参加資格、資格審査の申請手続等	○ 物品の売買、修理等の調達契約に係る競	○ 道路の区域変更	〇 保安林の指定予定	医師の辞退	○ 身体障害者手帳交付のための診断をする	入札の参加資格、資格審査の申請手続等	○ 情報通信サービスの調達契約に係る競争	【告示】	目次	日日生	山長公長
	II.	n	選挙管理委員会			建築指導課	耕地課			"		用度課	道路整備課	治山課		障害福祉課		デジタル推進課		担当課(室)	[ <del>]</del>	
																						目次
																						担当課(室)

二号) の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札 (以下 「競争入 共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十 という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。 て県が発注する情報通信サー ビスの提供 の調達契約であって地方公

第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。)に基づく情報通信サービスなお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成十九年岡山県告示 に参加する者に必要な資格を有し に係る入札参加資格の格付区分のうちA級を有している者は、この告示による競争入札 ているものとみなす。

令和五年一月二十七日

太

情報通信サー 情報通信サービス調達する特定役務の種

費税額及び地方消費税の額を除く。) 申請時 事業年度の決算 (以下 「直前決算」という。)における売上高

おける自己資本額

男女共同参画の推進状申請時までの営業年数

障害者雇用の状況

申請時の事業者認定等制度における認定等の種類環境基準等の達成状況

申請時における情報処理の促進に関する法律 条第一項の情報処理技術者試験の合格者数 四十五年法律第九

競争入 札に参加する者に必要な資格

別に定めるそれ 競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、 の点数を合計して得られた総合点数が八十点以上である者とす

3

1及び2による審査の結果は、資格審査の結果の通知 申請者に文書で通知する

資格審査を受けることができない者

特別の理由があると認めるものは、この限りでない。次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。 1 に掲げる者で

が

する者 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の 四第一項に規定

2 方消費税を滞納している。 岡山県税、市町村野 いる者 (県 内  $\mathcal{O}$ 町村長が に限る。)又は消費税及 び

3 は届出等を行わなければならな 当該届出等を行っ 営業に関し免許、 ていない者 許可、 認可、 い場合において、 資格等 (以 下 当該許認可等を受けて「許認可等」という。) を受け 文 又

必要と認める資格を有する者を常時勤務する者とし

- 山県暴力団排除条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)第二条第三号に
- 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としてい
- 札参加資格の取消しを受け過去三年以内において、 5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、

## 資格審査の申請書類

- (官公署の 証明に係る書類は、 作成後三月以内  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$
- 身分証明書及び登記事項証明書(支配人を選任している場合に限る。)法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村長が
- 岡山県県民局長が発行した県税(延滞金等を含む。)の納税証明書(滞納 明しているものに限る。 以下同じ。)(県に納税の義務がある者に、延滞金等を含む。)の納税証明書(滞納が
- (4)ては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合 等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあっ長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあっては当該営業所明書(県内の市町村に納税の義務がある者に限る。)。ただし、県内の営業所の県内の市町村長が発行した市町村税(延滞金等を含む。以下同じ。)の納税証
- (6)(5)より当該書類を提出することができない場合は より当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の人にあっては損益計算書及び資産負債調)(営業年数が一年未満であること等に 直前決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表及び損益計算書税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証
- (8)(7)法人にあっては役員及び支配人の名簿、 個人にあっては支配人の名簿 (支配
- (9)その也の事がらで・いっな機関を営業所の長等に委任、契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任、該許認可等を受けていること又は当該届出等を行って、「当りほし訴認可等を受け、又は届出等を行わなけ 任する場合には、委任状ていることを証する書類ければならない場合には、
- (11)(10)その他知事が必要と認める書類 の長等に委任する場合には、
- 提出書類の作成に用いる言語
- 二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和 提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の
- 場合は、申請者にその旨を文書で通知する。その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。令和五年二月一日から同月二十日まで(土日及び祝日を除く。)とする。な 下二丁目四番六号 岡 山県総務部デジタ ル

3

5

(1) の提出場所に提出の提出期間中の 提出期の場合 出  $\dot{O}$ 田すること。の午前九時か 九時から正午まで及び午後一

時から午後四時までの

間に

(2)又は信書便により 3 0) 提出期間中 (必着) 4  $\mathcal{O}$ 提出場所に送付する

五. 請書の交付

0) から随時 (土日及び 祝日を除く。)

2

市北区内 山下二丁 四番六号 尚 山県総務部デジ タ ル

- 3 交付
- (1)直接交付を受け る場合

の交付場所にお の交付期間中 いて交付する 午前 か 正 午まで及び午後 時 カコ ら午後五時ま で

(2)郵送により交付を受ける場合

資格の有効期 ズ の書類が入る返信用封筒を同封し の交付期間中に2の交付場所宛 及び当該期間 手続 て 申 7 し込んだ場合は、私、二百五十円分の日 郵送により切手を貼 郵送に ŋ 0 交た 付 A つする。

六

月 審査要領に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格を有令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。 に参加する者に必要な資格を有 一日から入札参加資格審査要領に基づく資格 してい るとみなされたものについ 札参加資格を有 有効期 0 て までとする。 、る者で競争な 年四 入資格

有効期間 更新手続

更新手続に っいい 7 和六年 月 中 に行 う予 , 定 の 令和 六年度

る告示に よること。

七

県公報により公示する競争入札の公示

2 い合わせ先

市北区内山下二丁目四番六号 山県総務部デジタル推進課 (電話 〇八六

### 岡山県公報 第12467号 令和 5 年 1 月 2 7 日

永

田

耕

和山仙

顕 之 朗

龍

田田

## ◎岡山県告示第三十七号

祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師の指定を受けた次の医師について、 身体障害者福

令和五年一月二十七日

青 前 井 指定を辞退した医師 指定医師名 肢体不自由 療 医療法人雄風会 加茂川診療所 医療機関の名称

肢体不自由、 心臟、 呼吸器、 小腸、

肢体不自由、 心臟、 呼吸器、 腎臟、 小腸

野 田

良 寛 紀 男

英

肢体不自由、 心臟、 呼吸器、 腎臟、 ぼうこう・直腸、

腎臓 小腸 聴覚・平衡、 音声・言語、そしゃく

肢体不自由、 心臟、 呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、

和田外科医院

つるの里クリニック

耳鼻咽喉科気管食道科山田医院

新見クリニック

小腸

肢体不自

电 心臟、 呼吸器、 腎臟、 ぼうこう・直腸、

いろどりクリニック 一般財団法人賀陽広済院

西川診療所

医療法人外科牧原医院

久米郡美咲町里八八五—一 赤磐市松木四八一——

新見市西方四五〇 真庭市宮地一四八一—一

津山市大手町八—一〇 美作市北山九一

和気町田賀四〇—一

原 木 隆

伊

加賀郡吉備中央町下加茂一一〇三—八

在

岡 Ш

県

知 事

太

# ◎岡山県告示第三十八号

 $\mathcal{O}$ とおり保安林の指定をする予定である。森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、

令和五年一月二十七日

太

苫田郡鏡野町上齋原字丹土越一保安林予定森林の所在場所

七八五の二、 字沢丹土越一七八六の

指定の目的

立木の伐採の方法

(2)(1)当該立木の所在する市町村に係る

ものとする。

2

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種

その 関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置い

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、◎岡山県告示第三十九号 のとおり変更する。 道路の区域を

に供する。 その関係図面 は、 山県土木部道路整備課において告示  $\mathcal{O}$ 日から二十日 間 般 の縦

令和五年一月二十七

綿の種類 神代勝山線

道 路の 区域

真庭市 真庭市: 真庭市 真庭市 『神代字杉ケ乢九七E『神代字山キワ六九』 P神代字堂ノ前一〇TP神代字清水一〇八 神代字心 神代字杉ケ乢 X. ケ乢 [キワ □○五○番四地先を○八一番三地先から 六九 九 九七四番一 七 7.四番一地先まで九七番地先から 七番地 四番 地先ま 地先ま 域 で で 新旧 新 別 旧 7  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 四三 五. 心 員  $\bigcirc$ 五. 五. 延 <u>ک</u> 六二九 六二九・  $\vdash$ 七 ル

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

う。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。 の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」とい の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号) て県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であって地方公共団

查要領(平成十九年岡山県告示第三百六号。 な資格を有しているものとみなす。 に基づく入札参加資格を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要 なお、物品の売買、 修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審 以下「入札参加資格審査要領」という。)

令和五年一月二十七日

山県知事

# 調達する物品等の種類

繊維、皮革・合成樹脂、 事用材料、 文具・事務用機器、木工・家具類、 飼料、 車両・船舶類、 火薬、 食料品、種苗・花木、 百貨、装飾品、書籍、 模型、 茶道具、 薬品類、 動物、記念品・標識、 印刷類、 一般高圧ガス、 運動・楽器、金物・類、燃料・油脂類、 ミニハウス、 レンタル・リー 荒物・雑貨、 機械器具類、 電気及び

(1) 費税額及び地方消費税の額を除く。) 事業年度の決算(以下 「直前決算」という。)における売上高

- (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) 直前決算における自己資本額
  - 直前決算における機械設備等
  - 申請時における従業員数直前決算における流動比 率

  - 男女共同参画の推進状況申請時までの営業年数
- 競争入札に参加する者に必要な資格環境基準等の達成状況

る者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を次の表の上欄に掲げる契約の予定金額の契約に係る競争入札に参加することがで て得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表 の下 欄に掲げる格付区

契約の予定金額	総合点数	格付区分
二百五十万円以上	七十点以上	A
五百万円未満	五十点以上七十点未満	В
二百五十万円未満	五十点未満	С

- 3
- 資格審査を受けることができない者1及び2による審査の結果は、申 申請者に文書で通知する。
- が 別の理由があると認めるものは、この限りでない。に掲げる者は、資格審査を受けることができない。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七 ただし、 1 に 掲げる者で知 項 規定
- する者
- 岡山県税、 町村税(県内 いる者 0) 市 町村長が課 したもの に限る。) 又 は消 費税及
- これを得っ 7
- 岡山県暴力団排除条例 [条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)認可等を必要とする場合において、これを4] 第二条第三号 に
- 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人として V
- 6 参加資格の取消しを受け過去三年以内において、 た 者 又 又は5に掲げる者 に該当するに至ったことによ

## 資格審査の申請書類

- (官 0 証 明 に係る書類 作成後三月 以 内  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$
- (2)(1)身分証明書び登記事項証明書(支配法人にあっては登記事項証明書、 (支配人を選任している場合に限る。)明書、個人にあっては本籍地の市町村 対長が発行する
- いことを証明しているものに限る。 岡山県県民局長が発行した県税 (延滞金等を含む。) 以下同じ。) (県に納税の義務が 納税証明書(滞納が . ある者
- (4)等の所在地の古 の町 ·店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合契約の締結等についての権限を委任する場合にあっては当該 市町村に納税の義務がある者に限る。)。ただし、村長が発行した市町村税(延滞金等を含む。以下 以下同じ。) 2 業所税 納っ所の証
- (6)(5)直前決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表及び損益計算税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの
- より当該書類を提出することができない場合 人にあっては損益計算書及び資産負債調) (営業年数が 直前 の三月以内 一年未満であること等に お け
- (8)(7)名簿(支配人を選任し 法人にあっては役員及び支配人の名簿、印鑑登録証明書 一人にあ 0 ては当該 個 人及び支配
- 営業に関し許可 認可等を必要とする場合にしている場合に限る。) 当該許 可 認 可等を得て
- ことを証する書面
- その他知事が必要と認める書類契約の締結等についての権限を営業所 0 長等に委任する場合に は、
- 2 に用 パいる言語
- 前決算を明らかにする書類及び委任状は、 で記載されたも は 日本語の訳文を付記し 日本語で作成し、 又は添付すること。

二十二年大蔵省令第九十 外国語で記載された提出書類の金額欄につい 五号) 外国貨幣換算率により ては、 出納官吏事務規程 日本国通貨に換算

3

場合は、申請者にその旨を文書で通知する。その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わない令和五年二月一日から同月二十日まで(土日及び祝日を除く。 申請者にその旨 競争入札に間に合わないことがある。

提出場所

岡山市北区内 山下二丁目四番六号 尚 山県出:

5

(1)の提出場所に提出すること。3の提出期間中の午前九時か 持参の場合 九時か 正 午まで及び午 時 カュ

書留郵便又は信書便によ郵送等の場合 ŋ 3  $\mathcal{O}$ 出 期 (必着) 4 提出場所に 送付

- 五. 請書の交付

この告示 から随時 (土日及び 日を除く。)

岡山市北区内 山下二丁目 |番六号 尚 山県出納局用

- 3 交付 方法
- (1)

2の交付場所において交付する。 1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時直接交付を受ける場合 か ら午後五時まで 0

(2)郵送により交付を受ける場合

の有効期間及び当該の書類が入る返信用 交付期間中に2の交付場所宛てに、 め期間の更新手続用封筒を同封して申し し込んだ場合に二百五十円の は、のの 郵送により切手を貼 ŋ 交 た 付 A す四

- 資格の有効期間
- 1

審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。格を有しているとみなされたものについては、令和五年四月一日審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加の利工年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。ただ 口から入札参加資格がする者に必要な資

更新手続に っつい 和六年 月中 行 う予定の

手続等に係る告示に よること。

- 七
- 競争入札

Eい合わせ先 関山県公報による 概争入札の公示 ŋ

2

市北区内山下 二丁目四番六号 納局用度課管理班 (電話 〇八六

の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号) |崔F売り寺列を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定て県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品||-||-|

通信サービスに係るものを除く。)を有している者は、この告示による競争入札に参加す 第三百三十二号。 る者に必要な資格を有しているものとみなす。 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領 以下「入札参加資格審査要領」という。)に基づく入札参加資格(情報以下「入札参加資格審査要領」という。)に基づく入札参加資格(平成十九年岡山県告示

令和五年一月二十七日

調達する特定役務の種類

備等の保守点検等(情報通信サ 建物等の保守管理、 廃棄物の処理、 スに係るものを除く。) 警備、 調査研究、 企画製作、 運送保管、

## 資格審査の事項

- 費税額及び地方消費税の額を除く。)申請時の直前事業年度の決算(以下 「直前決算」という。)における売上高
- 直前決算における自己資本額
- 申請時における従業員数 直前決算における流動比
- 営業年数
- 障害者雇用の 男女共同参画
- (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2)
- 競争入札に参加する者に必要な資格環境基準等の達成状況
- 合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表 きる者は、 る者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することがで 欄に掲げる格付区

C 級	四十点未満	二百万円未満
B 級	四十点以上六十点未満	五百万円未満
A 級	六十点以上	制限なし
格付区分	総合点数	契約の予定価格

# 3

資格審査を受けることができない者1及び2による審査の結果は、申 申請者に文書で通知する。

理由が あると認めるものは、 ると認めるものは、この限りでない。資格審査を受けることができない。 1 に掲げる者で知事

- (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規
- :納し ている者 の市 町村長が課したも  $\mathcal{O}$ に限る。) 又は消費税及 び 地 方
- 当該届出等を行 該届出等を行っていない者出等を行わなければならない場合におい 認可、資格等 以下 て、 当該許認可等を受けていない 「許認可等」という。) を受け、 又はは
- 業務 の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者とし
- 排除 (平成二十二年岡 Ш 県条例第五十七号)第二条第三号に 規
- 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としてい
- 心参加資格の取る過去三年以内に 消に を受けれて、 た を 者 又 は に掲げる者に該当するに至ったことによ

## 資格審査の申請書類

- 提出書類 (官 明に係る書類は、 作成後三月 以内 0
- (2)(1)
- 身分証明書及び登記 ·項証明書、 明書(支配人を選任し 任している場合に限る。)っては本籍地の市町村長が 発行する
- とを証明しているものに限る。以下同じ。) (県に納税の義務がある者に限る。)岡山県県民局長が発行した県税(延滞金等を含む。)の納税証明書(滞納がない
- 明書 県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあっては に県との契約の締結等に (県内 の市 ·町村に納税の義務がある者に限る。)。 '村長が発行した市町村税 (延滞金等を ついての権限を委任する場合にあっては当該営業所等の がある者に限る。)。 ただし、県内の営業所の長等町村税 (延滞金等を含む。以下同じ。) の納税証明
- (6)(5)
- 実を証する書類) 直前決算を明られ税務署長が発行し ^当該書類を提出することができない場合は、直前の三月/にあっては損益計算書及び資産負債調)(営業年数が一年 っては損益計算書及び資産負債調)(営業年数が一年未満であること等に決算を明らかにする書類 (法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明
- 掌(支配人を選任している場合に限る。)法人にあっては役員及び支配人の名簿、個印鑑登録証明書 人にあっては当該個人及び支配
- 許認可等を受け し許認可等を受け、 Ť ること又は当該届出等を行ってを受け、又は届出等を行わなけ いることを証する書類ればならない場合には
- ついての権限を営業所の長等に委任する場合に は、
- 必要と認める書類
- 2 いる言語
- 類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の 直前決算を明らかにする書類及び委任状は、 出書類  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 金額欄につい 出納官吏事務規程

二十二年大蔵省令第九 十五号)第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算

は、申請者にその旨を文書で通知後においても提出は受け付けるが令和五年二月一日から同月二十日 -日まで 、競争入札に · 主 一日及び祝 間に合わない 日を除る ことがある。

提出場所

岡山市北区内 下二丁 目 匹 尚 山県総務 部財 産 活用

5 提出方法

(1)

3の提出期間中の持参の場合 の提出場所に提 出すること。 午前 九時から正午まで及び午後 時 か ら午後 四時 ま で  $\mathcal{O}$ 

書留郵便又は信書便に郵送等の場合

3

に

4

五. 請書の交付 7期間等

2 岡山市北区内 交付場所

山下二丁目四番六号

.山県総務部財産活用課又は出納局用度課

この告示の 2ら随時 (土日及び祝日を除く。

3

(1) 直接交付を受ける場合

の午前九時から 正午まで及び午後 午後五時 まで

2の交付場所にお いて交付する。

資格の有効期間及び当該期間の更新手続ズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送によりの交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼2) 郵送により交付を受ける場合 郵送により 9 交付 た A 四サイ

六

下ですしているとみなされたものについては、令和五年四月一日か客査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加す有効期間 札参 要な資格

から入札参りる者に必 札参加資格

係る告示によること。 眴の更新手続については

和六年

月

中に行う予定の令和六年度の

申

七 その

岡山県公報により:競争入札の公示

合わせ先

北区内山下二丁目四番六号 岡 山県出 納局用度課管理班

令和五年一月二十七日土地改良区役員の退任の届出があった。〔三九〕土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

一 土地改良区の名称一 退任役員一 退任役員長 名長 名

山県知事 伊

原 木

太

監事理 の事別監

住

所

苫田郡鏡野町宗枝二〇六―三

令和五年一月二十七日開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。「四○〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による

山県知事 伊 原 木

太

倉敷市白楽町四五五─三スクエアヴ許可を受けた者の住所及び氏名祭社市岡谷字山ノ端二六○─八明発区域又は工区に含まれる地域の

**倉敷市白楽町四五五** 

ラ白楽町

令和四年十一月二十五日岡山許可年月日及び許可番号中藤 瑠衣 山県指令建指第三三二号

三

### 岡山県公報 第12467号 令和5年1月27日

やまのえり後援会

和気郡和気町日室一七四

一二・一六

## ◎岡山県選管告示第二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。 令和五年一月二十七日

岡 Щ 県 選 挙 管 理 委員 会

長 大 林 裕

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体) 前島慶太後援会 日本共産党余江ゆきお後援会 大人も子どももおかやま県の会 国会議員関係政治団体以外の政治団体 参政党岡山第3支部 参政党岡山第2支部 国会議員関係政治団体以外の政党の支部 政党の支部 参政党岡山第4支部 政治団体の名称 政治団体の名称 前 奥 近 白 山 川 代表者の氏名 代表者の氏名 常 島 本 口上 政 佳 茂 真 昌 子司裕 人子正彦 藤前伊近 下山藤 会計責任者の氏名 会計責任者の氏名 本 原 敬 容 彦 子 太 子 岡山市北区三門中町三-五 高梁市川上町地頭一三九七-九 岡山市南区箕島九三三一二 倉敷市大島四○七 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 北区南方四ー六ー三二ジェムハナクマ205 中区新京橋一-三-一八 て設けられる支部 の区域を単位とし 以上の市町村等 00  $\bigcirc$ 令和四 IJ IJ 令和四 IJ 届出年月日 届出年月日 · ----· 一二·一九 

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。◎岡山県選管告示第三号 令和五年一月二十七日

山本もりお後援会	土田貴行後援会  川	"	高成壯磨後援会 高	政治団体の名称	一 その他の政治団体(政党及び	自由民主党津山支部 田	"	"	"	参政党岡山第1支部 栢	政治団体の名称	政党の支部		
本盛雄	本 正 明		成壯磨	代表者の氏名	び政治資金団体	村正敏				菅聡	代表者の氏名			
会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動事項	L以外の政治団体)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	異動事項			
小坂良一	岡山市中区円山七九-一 2号室	須 藤 曉 子	岡山市南区福富西一—一六—一七	新		田村正敏	本 郷 圭 子	栢 菅 聡	岡山市北区平和町六-一	参政党岡山第1支部	新			岡山
山本盛雄	岡山市中区円山七九-一	高 成 壯 磨	岡山市中区円山一〇七	П		森 西 順 次	楢村伴睦	寺 田 宗 清	岡山市北区金山寺四-一	参政党岡山支部	П		委 員 長 大	1 県選挙管理委員会
" 二 六	<i>"</i>	"	令和四 ・一二・二〇	異動年月日		" :=:O	"	"	"	令和四 ・一二・一五	異動年月日		林裕	

◎岡山県選管告示第四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。 令和五年一月二十七日

政治団体の名称

片山虎之助岡山後援会 岡山県藤井もとゆき薬剤師後援会

佐藤ともひろ後援会

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

伊原木 達 代表者の氏名

一 一 元 博 衛 英

- - - · 三〇

解散年月日

令和四 ・一二・ 一

選 挙 管理委員会 委 員

畄 Щ

林

長

大

裕